

# 家庭系ごみ有料化の 実施について

みよし広域連合清掃センター  
三好市環境福祉部環境課  
東みよし町環境課

令和4年4月

# 有料化の実施

**家庭系ごみ有料化は、令和4年9月1日から始まります。**

## 有料化の目的は？

### ① ごみの減量と資源化の推進

ごみの排出に係る意識改革を促し、ごみの減量・資源化を進めます。

### ② 負担の公平性の確保

ごみ排出量に応じた負担で公平性を確保します。

### ③ ごみ処理費用の削減・将来負担の軽減

ごみの減量により、ごみ処理費用を削減し、他の住民サービスの拡充につなげることができます。また、将来世代の経済的な負担の軽減とともに、環境負担の低減や地球温暖化防止にもつながります。



# 有料化の対象

---

## ■ 有料化の対象とするもの

- **燃やすごみ**
- **燃やさないごみ**
- **大型・複雑ごみ**
- 清掃センターに**直接搬入**されるごみ（資源ごみ除く）

## ■ 有料化の対象外とするもの【資源物】

- 紙、雑誌、布類
- ビン
- かん
- ペットボトル
- プラスチック
- トレイ、発泡スチロール
- 危険ごみ（ボンベ・スプレー類、ライター・水銀体温計、電球・蛍光灯類）

# 有料化後のごみの分別変更について

現在(変更前)	有料化後(変更後)
燃やすごみ	「燃やすごみ」として処理
●ふとん・座布団・毛布・カーペット類 (70cm×70cm位の大きさでひもで縛って指定袋に入れずに出す)	指定ごみ袋に入る → 「燃やすごみ」として処理 指定ごみ袋に入らない → 「大型・複雑ごみ」として処理
燃やせないごみ	指定ごみ袋に入る → 「燃やせないごみ」として処理 指定ごみ袋に入らない → 「大型・複雑ごみ」として処理
資源ごみ	「資源ごみ」として処理



# 新しい指定ごみ袋（1）

---

- 現在の燃やすごみ袋・燃やさないごみ袋は廃止し、  
**新しい指定ごみ袋**とします。

種類	袋の大きさ	色
可燃ごみ (もやすごみ)	大 (40ℓ相当) 中 (20ℓ相当)	黄色 (赤ライン)
不燃ごみ (もやさないごみ)	大 (40ℓ相当) 中 (20ℓ相当)	青透明 (青ライン)

※かん・ペットボトル・プラスチック・トレイ・発泡スチロールの指定ごみ袋は変更ありません。

# 新しい指定ごみ袋 (2)

## ■ ごみ袋の変更

### ● もやすごみ袋

旧指定ごみ袋



新しい指定ごみ袋



### ● もやさないごみ袋

旧指定ごみ袋



新しい指定ごみ袋





# 手数料の納入方法

---

## ■ 指定ごみ袋の場合

指定ごみ袋の購入により、**ごみ袋の価格に上乗せした手数料を納入する方法**とします。

$$\text{ごみ袋の価格} + \text{手数料} = \text{ごみ袋の購入価格}$$

※可燃・不燃ごみ袋の販売価格は、すべての指定ごみ袋取扱店で同額です。

## ■ 清掃センターに直接搬入する場合

清掃センターに直接**搬入されるごみ量**により、**納付書で納入する方法**となります。

# 可燃ごみの手数料額

袋の大きさ	大(40ℓ相当)	中(20ℓ相当)
1枚あたり製造代金及び販売手数料 (※1)	13.4円	10.3円
1枚あたりごみ処理手数料 (※1)	16.6円	9.7円
1枚当たりの販売価格	30円	20円
販売価格 (10枚入/袋)	300円	200円

(税抜き表示)

(※1) は、令和4年3月末現在の価格であり、今後変更する場合があります。



# 不燃ごみの手数料額

袋の大きさ	大(40ℓ相当)	中(20ℓ相当)
1枚あたり製造代金及び販売手数料 (※1)	15.9円	12.4円
1枚あたりごみ処理手数料(※1)	14.1円	7.6円
1枚当たりの販売価格	30円	20円
販売価格(10枚入/袋)	300円	200円

(税抜き表示)

(※1) は、令和4年3月末現在の価格であり、今後変更する場合があります。

# 清掃センターに直接搬入するごみの手数料額

---

## ■ 処理手数料(税込)

- 10kgまで100円  
10kg増すごとに100円を加算した額

※なお、直接搬入の際に指定ごみ袋を使用すると手数料の二重払いになるため、指定ごみ袋は使用しないこととします。

**(指定ごみ袋を使用して直接搬入された場合でも、手数料の返還等の対応は行いません。)**

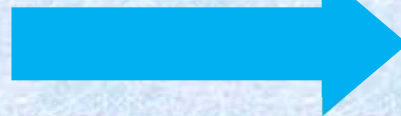


# 可燃ごみ手数料負担額の試算

例：週2回の収集日にごみ袋(大)を2袋出す場合



2袋 × 4週 = 8枚



40ℓ相当

1ヶ月あたり

有料化前	ごみ袋の価格のみ
有料化後	処理手数料132.8円 (16.6円×8枚) + ごみ袋の製造代金・販売手数料
負担増	約132.8円 (税込約146円)

# 新しい指定ごみ袋の販売について

---

## ■ 新しい指定ごみ袋の販売はいつから ？

- 令和4年9月から、みよし広域連合の指定を受けた取扱店（小売店）で販売を開始します。
- 令和4年9月1日から使用できます。



# 現在の指定ごみ袋の取扱いについて

- 有料化の開始以降は、旧燃やすごみ袋と旧燃やさないごみ袋で  
ごみ集積場所に排出されても収集できません。

但し、有料化開始後3か月間(9月・10月・11月)は、移行期間とし  
新旧どちらのごみ袋でも収集します。

※移行期間を過ぎますと旧指定ごみ袋では収集できません。

計画的なごみ袋の購入をお願いします。



# 手数料の負担軽減措置

## ■ 手数料の免除

- 生活保護世帯の方に関しては、申請によりごみ袋を一定数無料配布する等の対策を実施します。
- 災害ごみ・火災ごみについても事前申請があれば清掃センター持ち込み時の処理手数料を免除します。

区 分	手数料免除の内容
生活保護受給世帯	減免世帯であることが分かる証明（受給世帯証の写し）を添付し、申請により市役所・町役場・支所等の窓口で無料配布します。 ○燃やすごみ袋 52週（1年）×2枚 = 104枚 →110枚 ○燃やさないごみ袋 52週（1年）×1枚 = 52枚 →60枚 ※袋の大きさは、原則として3人世帯までは中袋、4人世帯以上は大袋



# 有料化による収入見込み額(年間)

約5,000万円の収入が得られる見込みです。

## ■ 有料化による手数料収入

内訳	● 可燃ごみ手数料収入	4,200万円
	● 不燃ごみ手数料収入	200万円
	● 直接持ち込まれる手数料収入	600万円

※手数料収入により、構成市町からの清掃処理負担金が減少し、住民サービスの維持・向上が図られます。



# ごみ減量のためにできること（1）

## ■ 生ごみの減量

- 「3キリ」を実践
  - ① 食材を使い切る「**使いキリ**」
  - ② 食べ残しをしない「**食べキリ**」
  - ③ ごみを出す前に水を切る「**水キリ**」

食品ロスを減らしましょう！



## ■ 紙類を分別して資源化

- 紙類として出すことができるもの  
新聞紙、チラシ、雑がみ、紙パック  
ダンボールダンボール、雑誌、教科書  
辞書、辞典、ノート
- 紙類として出すことができないもの  
防水加工・ビニールコーティングされた紙、  
食べ物・油・においのついた紙、  
テープなどの粘着物のついたもの、  
カーボン紙、感圧複写紙、感熱紙、  
金色・銀色の紙、  
金属のついたもの





# ごみ減量のためにできること（2）

## ■ プラスチック

 プラマークついたものが対象となります。

### ● 資源物として収集するもの

袋類、ボトル類、ふた類、カップ類・トレー類、パック類、野菜・果物のネット類、外装-包装類

### ● 出し方

- 内容物を取り除き、水洗いをしてください。
- 汚れが落ちないものは、燃やすごみに出してください。

※ 洗っていないもの・内容物が残っているものは収集しません。



## ■ トレイ・発泡スチロール

### ● 資源物として収集するもの

食品トレイ（色付きも可）  
発泡スチロール（色付きも可）

### ● 出し方

- 内中身を出して、水洗いして余分なテープやラベル類をはがしてください。
- 大きな発泡スチロールは小さく折って指定袋に入れるか、無理な場合はひもで縛って出してください。





# ごみ減量のためにできること（3）

## ■ ペットボトル

飲み物や調味料のペットボトルに限る

### ● 資源物として収集するもの

- 飲み物 → ジュース・お茶など
- 調味料 → 調味料・しょうゆなど

### ● 出し方

- 中身を出して、水洗いしてください。
- ふた・ラベルはペットボトルから取り外し資源物（プラスチック）に出してください。

※ 洗っていないもの・内容物が残っているものは収集しません。



## ■ かん・びん

飲み物や食べ物の缶に限る

### ● 資源物として収集するもの（かん）

- 飲み物 → ジュース・お茶、ビール、コーヒー（大型缶含む）
- 食べ物 → 缶詰、菓子缶、缶ミルク、ペットフードなど

### ● 資源物として収集するもの（びん）

飲食用・調味料・一升びん・ビールびん

### ● 出し方

- 内中身を出して、水洗いしてください。
- かんは、アルミ、スチールに分けずに同じ指定袋に入れて出してください。
- びんは、指定袋はありません。中身の見える袋に入れて出してください。



# 円滑な実施に向けた取り組み

## ■ 住民への周知啓発の徹底

家庭系ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、住民の協力が不可欠です。そのため住民への情報提供等により制度導入の背景や目的について十分説明し、周知徹底を図ってまいります。

## ■ 不法投棄・不正排出対策

家庭系ごみ有料化の導入により懸念される、不法投棄の増加や指定袋以外の不適正排出ごみについては、適切に対応してまいります。

## ■ 資源化・資源化推進のための併用施策

- 家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図っていくためには、有料化だけでなく、その導入に併せて、住民のごみ減量行動を促進する効果的な施策を計画的に進めていきます。
- 現在すでに実施中の補助制度等についてもより効果が得られるような見直しを行ってまいります。

**ごみの減量や資源化の推進に  
皆様のご協力をお願いします。**

よろしく申し上げます



みよし広域連合清掃センター・三好市環境福祉部環境課・東みよし町環境課